

本庄の支配示す豊臣秀吉文書

新出の知行宛行状と朱印状

竹本敬市

はじめに

たつの市新宮町平野の村田家に龍野藩士であった垣屋家の史料が大量に残っていた。幕末の段階で村田家は垣屋家から養子を迎えて親戚関係にあり、明治に入って垣屋家文書が村田家に移管された。この「龍野藩土垣屋家文書」(たつの市立歴史文化資料館蔵)の中に、摂津国菟原郡本庄を垣屋孫⁽¹⁾に宛行った秀吉の知行宛行状も含まれていた。他にも浅野弾正長吉の書簡や伊達政宗の書簡もあった。その内容を紹介したい。

新発見の秀吉の本庄内の知行宛行状

新発見の秀吉の菟原郡の宛行状は次のようである。

【史料1】(龍野歴史文化資料館蔵、目録一五八九)

摂州菟原郡内森村武百石事、宛行訖、永代可全領知状如件

天正十一

八月朔日 秀吉(花押)

垣屋孫一殿

これは垣屋孫一が秀吉から摂州菟原郡の内の森村の二〇〇石を宛がわれたもので、天正十一年(一五八三)八月朔日の日付がある。秀吉の花押入りである。文書に出てくる「孫一」は系

図や後掲の史料に出でくる「孫市」「孫一郎」と同一人物と考えられる。

森村は「慶長摂津国絵図」に芦谷川⁽²⁾の西の六甲山麓にある村で

三一三石余とあり、村の大部分が宛がわれたことになる。垣屋氏が森村の支配をどのようにしていたかはこの史料だけではわからぬ。

中世に本庄とよばれた惣村は近世には深江・青木・森・中野・北畠・田辺・小路(以上神戸市)・三条・津知(芦屋市)の計九力村に村切される。この史料には森村の名前が記されていて、村切され近世村となる過程を示す重要な史料である。

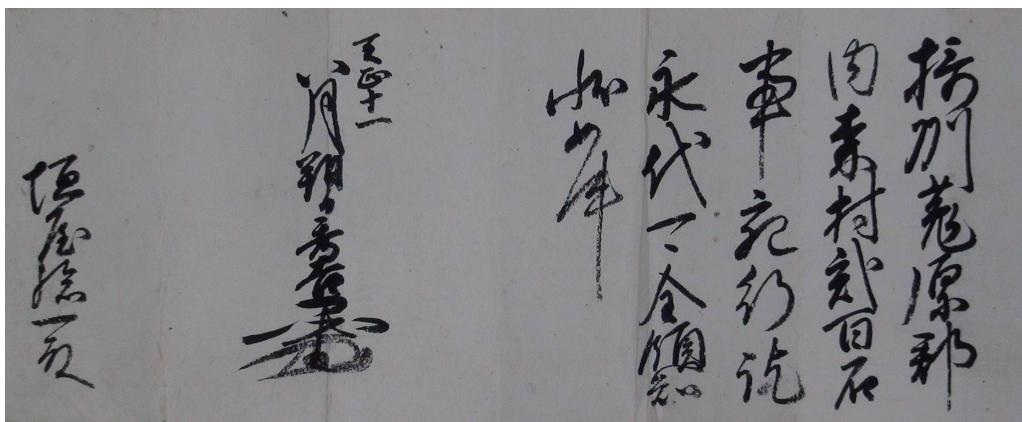


写真1 天正11年垣屋孫一宛豊臣秀吉知行宛行状

次は、文禄三年（一五九四）十月十七日の宛行状をみる。これも新たに発見された史料である。

【史料2】（同館蔵）

（目録一五九二）

摂州菟原郡本庄内貳百石事、今度検地上を以、令扶助訖、全可領知候也

文禄三
十月十七日（朱印）

垣屋孫市とのへ

垣屋孫市が秀吉から摂州菟原郡本庄で二〇〇石を扶助されたものである。今回は森村とは明記していないが【史料1】を踏まえればやはり森村で与えられたのだろう。「検地上を以」とあるが、摂津国で太閤検地があつたのは天正十一年と文禄三年といわれている。ここでいう検地は文禄三年の太閤検地を意味していると考えられる。

秀吉家臣・浅野氏からの知行目録と書簡

さらに文禄三年十月二十日付の浅野弾正から垣屋孫市宛の「御知行分目録」も発見された。

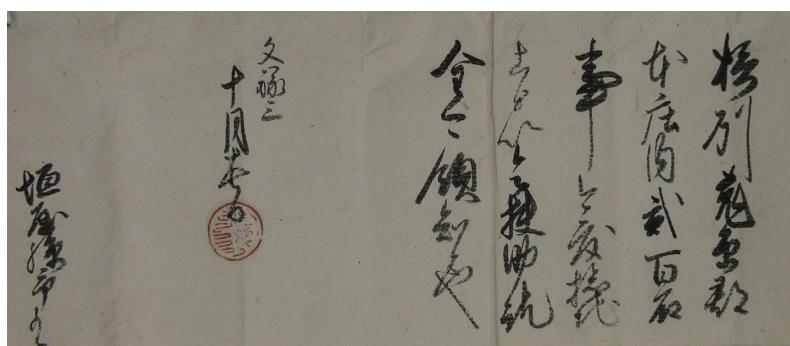


写真2 文禄3年垣屋孫市宛豊臣秀吉知行宛行状

【史料3】（同館蔵、目録一二三七）

御知行分目録

摂州菟原郡

本庄内

一 貳百石
以上

右、今度御検地切而 御朱印相改可被遣旨被 仰出候へ共、
依御成相延候、然者時分柄之儀候而、早々得在所へ御越ニ
て、可被御所務候、頼而 御朱印相調可參候、已上

文禄三年十月廿日

浅野弾正（花押）

垣屋孫市殿

この史料からすると、この度の検地をもつて改めて朱印を遣わすというようにいっている。それが延びているが早々に在所に行つて所務をするようとしている。さらに、やがて朱印を調べるともある。この朱印が前掲の朱印状をいっているのかどうか定かでないが、前掲の朱印状のことをいっているのであれば日付が前後する。このところをどう考えたらいいのか疑問が残る。

この史料から、秀吉・浅野・垣屋の三者の関係が見えてくる。「御知行分目録」と「御」の字がついている。秀吉が家臣に知行分を宛がう場合は「御」がつかない。「御」がついているということは秀吉が垣屋に宛がうことを家臣の浅野がいっているから「御」の字がついているということである。三者の主従関係・上下関係が表れている。浅野と垣屋の関係は主従関係というよりは上下関係といった間柄で、秀吉と垣屋の間に浅野が入つて仲

介している。検地奉行として地方支配のものへ伝達している内容である。

そのうえに注目される点がある。それは、文禄三年の史料には「摂州菟原郡本庄内弐百石」「弐百石 本庄内」とあるのに、天正十一年の史料には「摂州菟原郡内森村弐百石」と、「森村」と村名が明記されている点である。しかも、文禄の浅野の「御

知行分目録」では「早々に在所に行つて所務をするよう」にいっており。文禄の検地をした後、地方知行支配が進められていることを示した史料として注目される。

【史料4】（同館蔵、目録一六九〇）

今度御検地之儀堅被仰出、其上各下々迄擬紙仕度候間、紛候事者有間敷と存候へ共、自然相紛たる者も有之、上を下、下を上三仕、又、竿違なとも自然可有之候間、左様之所ハすぐニ御引直て、田地不惑様ニ可被差置候、百姓何かと申候ハ、此方へ可被仰越候、次、舛納法之事者如御法度可被仰付候、恐々謹言

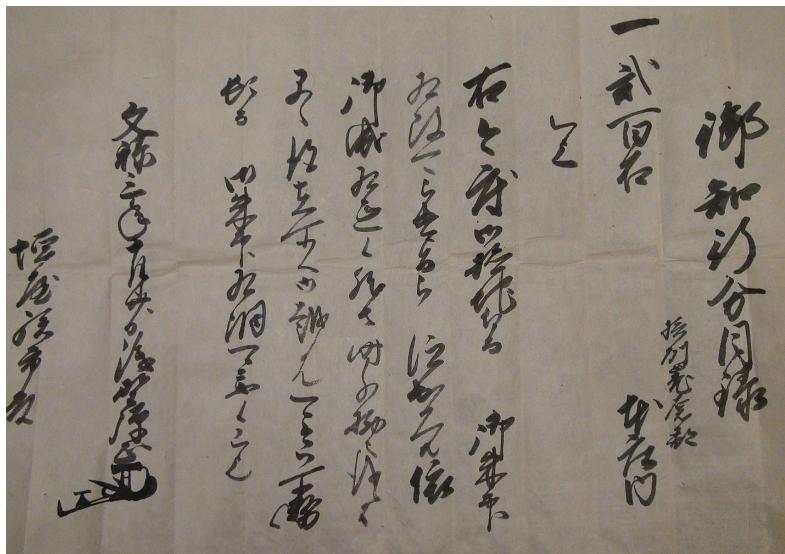


写真3 堀屋孫市宛て御知行目録

それにもう一つ、注目される浅野彈正の書

十月廿日
垣屋孫一殿
御宿所
長吉（花押）
浅野彈正

この史料は、年代は書かれていないが、日付や内容等から文禄三年の十月二十日のものと考えられる。摂津国辺の検地は文禄三年の九月から十月に実施されたことが残された検地帳からわかっている。ちょうど、摂津国菟原郡のあたりの検地が実施された頃である。

この書簡は、検地に際しての請状の作成について述べ、田畠の等級の上下の違いや竿違いをなくすことを求めている。さらに、舛納^②をすることが記されるなど、秀吉が指示している検地条目の内容に当たるものである。

この書簡から垣屋孫一に知行された「摂州菟原郡本庄内」がいつ検地されたかは定かでないが微妙である。文面からすると、検地を実施することになったので請状の作成をすること、田畠

簡がある。

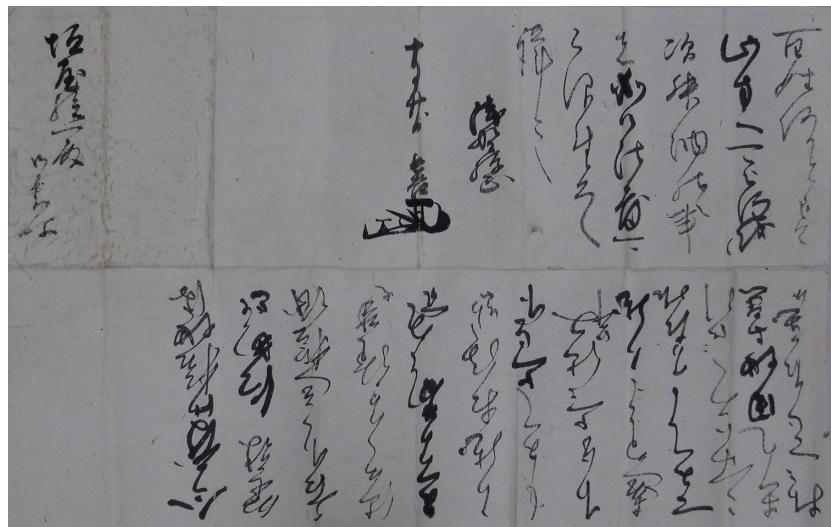


写真4 堀屋孫一宛て浅野長吉書状

である。史料の内容をさらに精査する必要がある。

まとめとその後の垣屋氏

垣屋孫市は秀吉から摂津国菟原郡森村に二〇〇石宛がわれた。天正十一年の段階で森村と村名が書かれている。摂津国は天正十一年に秀吉の検地があったと言われているが、その時の検地

の等級や竿違
いをしないよ
うに、もし間
違つたらやり
直しをするよ
うに、百姓が
何かといつて
きたら浅野の
もとに申し出
るようになると指
示している。
検地の総責任
者は浅野弾正
で、その下で
行地の検地す
るようにも受
け取れる。ま
た検地の実
態を示す内容

は村単位の指出であつたと思われる。森村と村の表示があることから村切の成立に関する重要な史料である。江戸時代の本庄地域の村々は写真⁵の通りだが、豊臣政権下の天正以来文禄年間は本庄を基本的な地域名としつつ深江を含むほかの八カ村である。森村は、慶長段の二〇〇石が垣屋孫市は一村をすべて宛がわる。村の中がどのようになつていたのか詳細実態は分からぬ。

そして、検地の後で家臣に知行地が与えられたものと考えられる。森村は、慶長段階では村高が三一二石余で、うち大部分の二〇〇石が垣屋孫市に知行地として与えられた。垣屋孫市には一村をすべて宛がわれたというものではないということである。村の中がどのように区分されていたのか、支配がどのようになっていたのか詳細は分からぬ。当時の実際の地方地行の実態は分からぬ。

ところで、文禄三年では知行地支配のことが若干見えてくる。前掲の浅野弾正の「御知行分目録」には、今度の検地によつて「早々得在所へ御越ニテ、可被御所務候」と、在所に行つて所務をとるようとに指示している。このときの文禄の検地は、浅野弾正の書簡に「上を下、下を上ニ仕、又、竿違なども自然可有之候間、左様之所ハすぐニ御引直て、田地不惑様ニ可被差置候」とあるように実際に測つての検地であつたことがわかる。この



写真5 「天保国絵図」にみる
本庄9力村（国立公文書館蔵）

検地によって村高などが確定するのでその上で、「菟原郡本庄」で二〇〇石の知行地支配をするようになっていることである。

垣屋孫一はその後どうなったのか。「龍野藩土垣屋家文書」にあるいくつかの系図には文禄三年に亡くなつたとある。その時、⁽³⁾ 豊政（幼名掃部）は二歳であったと系図にはある。脇坂安治が

淡路にいるときである。系図には「豊政 母率来ル淡州ニ時二歳」とか「豊政時ニ二歳母子御家エ来ル」「豊政時ニ二歳御家エ来住」さらには「母子共至脇坂館」「脇坂中務少輔聟也」とあり、文禄四年に母子とともに脇坂家へ至った。垣屋豊政以降は脇坂家に代々仕えている。龍野歴史文化資料館の「脇坂家分限帳」の垣屋系図によると、垣屋太郎左衛門豊政から始まり、正勝—久豊—豊矩—豊義—豊明—豊文—豊政—豊明—豊恭と続く。豊政は旗奉行で禄高は三〇〇石である。正勝も旗奉行で禄高は三〇〇石。次の久豊は鉄砲頭で禄高は二七〇石、豊矩は初め御側用人で後に年寄、大年寄となり禄高は四五〇石。豊義は大年寄で禄高は四〇〇石と続く。垣屋氏は禄高が三〇〇石から四〇〇石の上級家臣である。

「脇坂藩土垣屋文書」には現在の辞令に相当する史料である「知行状」が残っていて「脇坂家分限帳」をより正確に補うことができる。元禄九年（一六九六）二月の史料によると、藩主安照が垣屋太郎左衛門殿へ二七〇石遣わすとあり、享保十二年（一七二七）一月の家督状では藩主安興が垣屋太郎左衛門へ二三〇石遣わすとある。

垣屋氏は、藩の軍事面を担当する役職、藩主の御側において日常の相手をしたり、藩主の家政向きを担当したりする役職等を

勤めていた。奥向きの担当でもあった。藩の政治経済面について藩主を補佐し運営する役職である。豊矩以降は年寄・大年寄に昇格するようになり、豊章は軍使取次役、物頭持筒頭、年寄、番頭、馳走役を歴任している。家督相続した段階からその人の業績によって増加されて四〇〇石位まで昇給している。いずれにしても、歴代の垣屋家の面々は上級家臣として藩の上層部に位置し、政務の大事なところを担っていた。

なお、今回発見された垣屋家文書は中世から近世への移行期の領主制を考えるうえで極めて重要な史料であり、垣屋氏の系譜と主従関係の移り変わり、検地条目と地方知行、村切に関して別稿を用意、『歴史と神戸』三五三号（一〇二三年六月号）に掲載予定である。併せてお読みいただければ幸いである。

註

(1) 史料には孫一、孫一郎と出てくるが史料に書かれている通りに孫一、孫市、孫一郎と記している。

(2) 外納は從来の升を取り上げて京升に統一することを意味しているのではないか。検地条目については中野等『太閤検地』（中央公論新社、二〇一九年）が詳しい。ただ、「外納」の意味が、從来の升を納めること、すなわち差し出すことを言っているのか、從來の升を指し出したうえで新たな京升で計量して納めることを言っているのか二通り解釈できる。

(3) 脇坂安治が淡路に領地を得たのが天正十三年（一五八五）で、慶長十四年（一六〇九）に伊予の大洲に移る。文禄四年（一五九五）は丁度その間ということになる。